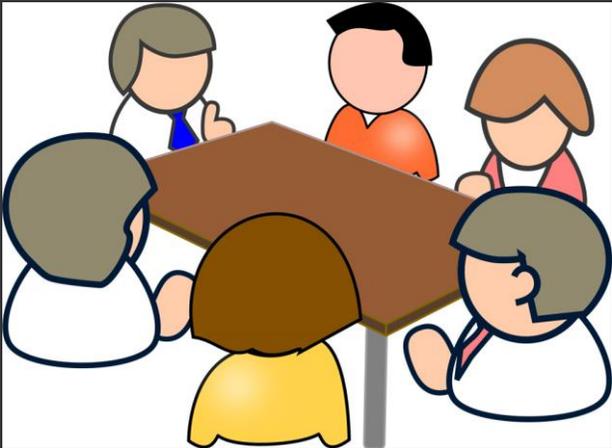


計画相談事業所の活動 について



障害者総合相談支援センターくわな
天春 卓也（あまがすたくや）

計画相談とは？

- 計画相談は俗称であり、正式名称は特定相談支援事業。
- 管轄は市町村であり、各市町村から指定を受けてから実施される。
- 障害者総合支援法（児童福祉法）の福祉サービスを利用する際に相談支援専門員による計画作成が必要である。（名称：サービス等利用計画）
- モニタリング時期は利用サービスやケースにより様々であるが、概ね6ヶ月か1年に1回実施。
- 計画更新時期は利用サービスによって違うが、1年か3年となる。（市町裁量）
- 報酬は計画作成で16000円、モニタリングで13000円であり、ケースとかかわりがあっても計画やモニタリングの作成が無ければその月は無償。
- 現在、相談支援専門員ひとりが持つケース数に限度は無く、近隣ではひとりで200ケース持っているところもある。



サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	障害者総合相談支援センターくわな
障害福祉サービス受給者証番号		利用負担上減額		計画作成担当者	天春 卓也
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画案作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄	

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)					
総合的な援助の方針					
長期目標					
短期目標					

優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等	課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)			
1							
2							
3							
4							
5							
6							

計画相談の流れ①

本人より桑名市に計画相談の申請

桑名市よりくわなに申請書が届く

本人とくわなににて計画相談の契約

本人等よりアセスメント

サービス等利用計画案作成→サイン

計画相談の流れ②

桑名市に案提出→サービス支給量決定

サービス担当者会議

サービス等利用計画作成→サイン

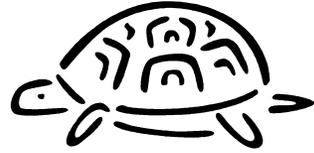
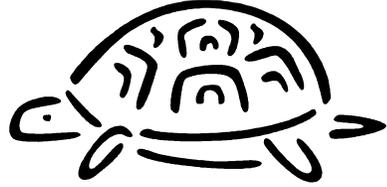
桑名市に計画提出→サービス開始

モニタリング（1ヶ月後 6カ月後 1年後等）

まとめ



- ☆ **桑名市には10箇所の指定特定相談支援事業所がある。**
- ☆ **歴史が浅く、やっと軌道に乗ってきたところ。**
- ☆ **持ちケースに限度が無いため、一人ひとりのケースに対して手厚くできないことがある。**
- ☆ **報酬が少なく(私見です)運営が厳しい。**
- ☆ **高い専門性を求められるが、それに相談支援専門員がついていけない。**
- ☆ **それぞれが努力しています。温かく見守ってください。**



ご清聴ありがとうございました！

Thank
you 